

※基本事業の表中、区分表記の解説

継続(第2期)	第2期から継続している基本事業
継続(第3期)	第3期策定時に設定した基本事業
継続(3期改定)	第3期中間見直し(改定)の際に設定した基本事業
新規	第4期策定時に設定した基本事業

基本目標Ⅰ 人権の尊重

男女平等参画社会づくりを進めるためには、性別にかかわりなく、個人としての尊厳を重んじ、 多様なライフスタイルを認め合い、それぞれの個性と能力が発揮できる機会を確保する必要があ ります。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として残っ ており、個人の自由な生き方に影響を及ぼしています。

そして、男女平等参画社会の実現にとって、その阻害要因となっているドメスティック・バイ オレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)(※P.86参照)等の根絶が不可欠 です。DVが起きている家庭での、子どもに対する暴力も社会的な問題となっています。性差に よるあらゆる暴力を防ぐため、DV、セクハラ等が人権を侵害し自由をうばうものだという意識 を広めることが重要です。

また近年、<u>LGBT(※P.85参照)</u>などの性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会のさまざまな困難に直面していることが知られてきており、 男性・女性に限らない多様な性のあり方について、理解を広めることが求められます。

このような背景を踏まえ、人権尊重に基づく男女平等意識を確立するため、性差別と人権侵害 を許さない社会づくりを進めていきます。

課題A 人権侵害のない社会づくり

男女平等参画を進めていくうえで、その基盤となるのが人権の尊重です。日本国憲法に個人の 尊重と法の下の平等がうたわれているように、基本的人権はすべての人が生まれながらにして持 つ権利です。

現代の情報社会では、メディアが発信する多くの情報の中に、人権侵害につながる情報が含ま れているおそれもあることから、情報を主体的に読み解き理解する力が求められます。また、国 際社会においては、多様な価値観や考え方で物事を捉える国際感覚が重要です。一人ひとりが人 権尊重の感覚を持った、人権侵害を許さない社会づくりを進めていきます。

【施策の方向①	人権侵害を許さない社会環境づくり】
---------	-------------------

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分	
1	<人権尊重についての広報・啓発> 人権啓発パンフレットの配布や講演会、学習会等を開催 します。	自治人権推進課	継続 (第2期)	
2	<人権侵害に対する相談等の充実> 人権相談の充実、法務局との連携等を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)	
3	< <u>メディア・リテラシー(※P.87参照)</u> に関する意識啓発> 様々なメディアから発信される情報を、主体的に収集・ 判断できる能力の向上を図り、理解を深めるための学習 機会や情報を提供します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)	
4	<人権尊重の視点に立った広報活動> 男女平等をはじめとした人権に配慮した広報紙や広報番 組を作成します。	広報課	継続 (第 2 期)	

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項目	数値目標	担当課
1	講演会の開催	年1回以上	自治人権推進課
	広報紙に関連記事を掲載		広報課
4	人権尊重の視点に立った題材の広報番組の放送	年4回以上	広報課

【施策の方向② 市役所におけるあらゆるハラスメント行為の防止】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
5	<ハラスメント行為等に関する調査・研究の実施> 市職員を対象にした職場環境調査を活用し、人権を尊重 する視点での項目を設定し、実態の把握に努めます。	人事課	継続 (第 2 期)
6	〈ハラスメント行為等の相談窓口の充実〉 利用しやすい相談体制の構築を目指し、相談窓口の充実 を図ります。(専用電話の導入、相談窓口の外部委託化の 検討等)	人事課	継続 (第 2 期)
7	<市職員の行動規範の徹底と研修の実施> 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関 する要綱」についての研修会等を実施し、周知を図りま す。	人事課	継続 (第 2 期)

事業 No.	項目	数値目標	担当課
5	職場環境調査を活用したセクハラに関する実態調査 及び意識啓発	全職員に年1回	人事課
7	新規採用職員等、未受講者に対する研修の実施	年1回	人事課

【施策の方向③ 国際理解・文化交流の促進】

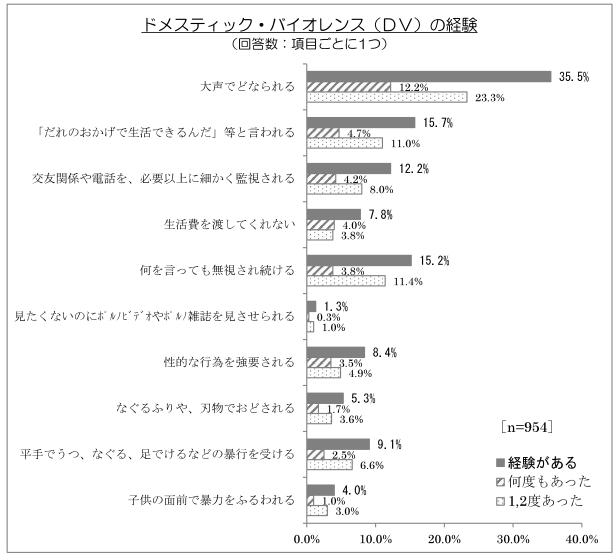
- KAUPIN			
事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
8	<国際的な男女平等に関する情報及び在住外国人との交 流機会の提供> 佐倉国際交流基金や佐倉日蘭協会等と連携し、文化や風 習、男女平等意識など外国での価値観や国際情勢等につ いて、相互理解を深めるための情報提供を行うとともに、 多様な文化に対して開かれた都市となるよう、市民レベ ルでの国際交流の推進や交流機会の提供を行います。	広報課 文化課	継続 (第 2 期)
9	〈外国人への情報提供及び相談機能の充実〉 多言語による情報提供を進めるとともに、佐倉国際交流 基金等と連携し、相談機能の充実や日本語学習の支援を 行います。	広報課	継続 (第 2 期)
10	〈国際交流を担うボランティアの充実〉 外国人が抱える言語やコミュニケーションに伴う問題を 解決するために、千葉県や佐倉国際交流基金と連携し、 外国人を支援するボランティアの養成を行います。	広報課	新規
11	<学校における国際理解教育の推進> 市立小中学校に英語指導員(ALT)を派遣し、様々な国 の文化にふれる機会を促進します。また、ALT の雇用に あたっては、性別や出身国等、さまざまな属性の人を雇 用するよう考慮します。	指導課	継続 (3 期改定)

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
	講演会等の開催	年2回	広報課
8	交流機会の提供	年1回	広報課
9	多言語による情報提供	月1回以上	広報課
10	講座等の開催	年1回	広報課
11	ALTによる英語・外国活動授業の実施	全小中学校での実施	指導課

課題 B 性差によるあらゆる暴力の根絶

DVは、児童虐待などと同様に、その被害が表面に出にくいことから、その深刻さが社会的に 十分理解されていません。しかし、そうした行為は、被害者の心身を著しく傷つけ、人間として の尊厳を踏みにじる、決して許されない行為です。また、近年では、若者を中心とした、いわゆ る「デート DV」(※P.86 参照)が新たな社会問題となっており、将来の配偶者間での DV につな がる危険性も指摘されています。

DV は当事者だけの個別の問題ではなく、男女平等参画を著しく阻害する社会問題としてとら え、暴力等の発生を防止し、根絶するための意識啓発や相談体制など被害者支援施策の充実に積 極的に取り組む必要があります。



※「経験がある」/「何度もあった」「1,2度あった」の計

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成29年度)

【施策の方向① DV防止への取組強化】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分	
12	<セクハラ、DV に関する情報提供> 個人の人権を尊重するという視点から、セクハラ、DV な ど性差に由来する人権侵害や暴力の根絶に向けた情報提 供を行います。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第 2 期)	
13	<デート DV 防止に関する啓発の実施> 若年層向けに、デート DV に関する正しい理解を促進す るための啓発活動を実施します。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (3期改定)	
14	OV についての学習機会の提供 > 性差に由来する暴力の根絶に向けて、講座・講演会等の 学習機会の提供を行います。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)	
15	<dv 被害者に接する関係職員への研修機会の提供=""> DV 被害者に接する関係職員に対して、被害者の人権等に 十分な配慮がなされるよう、研修機会の提供を行います。</dv>	児童青少年課	継続 (第 2 期)	
16	< 性の商品化、性被害及び望まない妊娠の防止に関する情報 の提供> 性を人権尊重の視点からとらえることができるよう、関 連情報の収集・提供を行います。	自治人権推進課 健康増進課	継続 (第 2 期)	
17	< <p><性に関する正しい知識の習得> 性を人権尊重の視点からとらえることができるよう、学 校教育における指導・啓発を進めます。</p>	指導課	継続 (第2期)	

事業 No.	項目	数値目標	担当課
12	啓発リーフレットの配布・住民回覧	年1回以上	児童青少年課
17	小中学校での性教育の実施	全小中学校での実施	指導課

【施策の方向② DVに関する相談・支援体制の充実】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
18	< 女性のための相談窓口に関する広報の充実 > 女性のための相談窓口について、広報紙、ホームページ 等を活用し、広報活動の充実と情報の周知を図ります。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第 2 期)
19	<市の相談機能及び関係機関との連携の強化> 法人委託する地域包括支援センター、民生委員・児童委員、 主任児童委員と連携し、各世代及びニーズに応じた相談を 行います。	高齡者福祉課 児童青少年課	継続 (第3期)
20	<緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援> 関係機関と連携し、被害者及びその家族に適切な支援を 行うとともに、状況に応じて緊急避難支援を実施します。	高齡者福祉課 障害福祉課 児童青少年課	継続 (第3期)
21	<配偶者暴力相談支援センターに関する研究> DV相談への対応の向上を図るため、配偶者暴力相談支援 センターの設置について研究します。	児童青少年課	継続 (第3期)
22	<配偶者等暴力被害者の自立支援の充実> DV 被害者の自立に向け、個々のニーズに応じ、行政機関 の各種手続きに関する情報の提供や同行などの援助を実 施します。	児童青少年課	継続 (第3期)
23	<実情に合わせた相談・支援施策の研究> 男性相談窓口や DV 加害者対策などの施策について、調 査、研究を行います。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第3期)
24	〈DV、ストーカー行為や虐待等の被害者保護のための住 民基本台帳の閲覧等の制限〉 被害者と被害者の同一世帯員を加害者の暴力から保護す るため、被害者等からの申し出により、住民基本台帳の 閲覧等の制限をします。	市民課	継続 (3 期改定)

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
10	広報紙での案内	年 12 回	自治人権推進課
18	広報・ホームページへの掲載	毎月	児童青少年課
19	来所·電話·訪問相談		児童青少年課
20	<u>シェルター(※P.85 参照)</u> 入所随伴及び緊急 避難支援		児童青少年課

【施策の方向③ 関係機関との連携強化】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分	
25	<dv関係機関との情報共有及び連携の強化> 家庭内等における暴力対策庁内連絡会議及び家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議の機能を充実し、 関係機関との連携強化を図ります。</dv関係機関との情報共有及び連携の強化>	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第 2 期)	
26	<被害者の早期発見に向けた機関の連携> 母子保健をはじめとする各種保健事業、要介護認定及び 障害支援区分認定調査において、家庭内等暴力被害者を 早期に発見し、相談機関につなげていきます。	高齡者福祉課 障害福祉課 健康増進課	継続 (第3期)	

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
25	暴力対策ネットワーク会議代表者会議及び庁 内会議の開催	年1回以上	児童青少年課
26	各種保健事業未受診者への受診勧奨の強化に よる受診率の向上	全戸訪問事業:95% (生後4か月まで) 1歳6か月児健診:95% 3歳児健診:95%	健康増進課

【施策の方向④ 女性の視点を盛り込んだ防犯対策の促進】

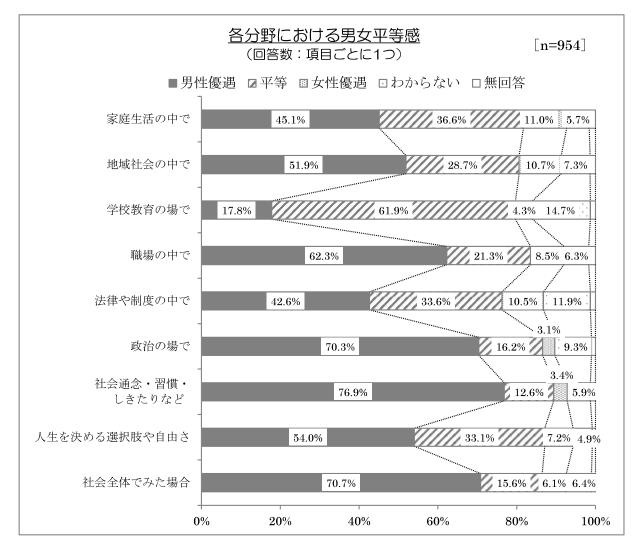
事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
27	<暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進> 関係団体と連携した犯罪防止のための地域防犯パトロー ルを実施します。	危機管理室 学務課	継続 (第 2 期)
28	<暴力を誘因する住環境の改善・整備> 道路照明灯や街灯の設置を推進します。	道路維持課	継続 (第 3 期)
29	く女性に対する暴力を誘因する環境の改善> 女性への暴力を誘因する違反広告物の指導を通じて、地 域の環境、防犯面での向上を図ります。	都市計画課	継続 (第 2 期)

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
	防犯資器材の新規貸し出し団体	年5団体	危機管理室
27	ホームページ等の情報の更新	年 5 回	危機管理室
	緊急安全情報の提供		学務課
28	設置予定灯数に対する設置済灯数の割合	99%以上	道路維持課
29	違反広告物設置者への指導	随時	都市計画課

課題C男女平等の意識づくり

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成 29 年 9 月実施)の結果によると、「学校教育の場」で男女の地位は「平等」が 61.9%であるのに対し、「社会通念・習慣・しきたりなど」では、76.9%の市民が「男性優遇」と回答しています。この結果から、男女の生き方や、行動、考え方について固定的な観念が依然として存在しており、それが男女の平等感を妨げているとも考えられます。

このようなことから、<u>固定的な性別役割分担意識(※P.85参照)</u>・社会通念・慣習を払しょく するため、様々な機会をとらえ、継続して意識啓発に取り組む必要があります。



※男性優遇/「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の計

女性優遇/「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」の計

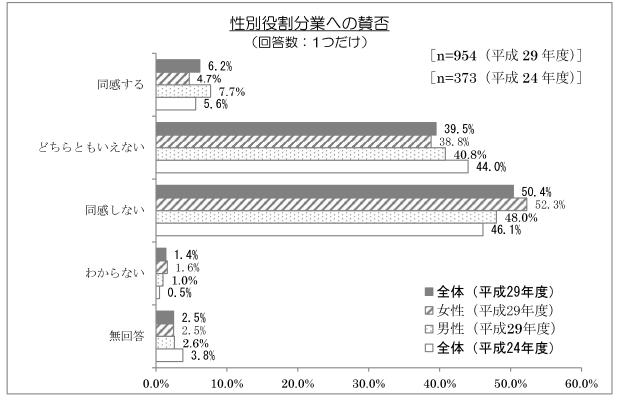
「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成29年度)

【施策の方向① 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
30	<男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供> 男女が共に育児や介護に関わることの重要性について理 解を深め、男性の積極的な参加をうながすための情報や 学習機会の提供を行います。	高齢者福祉課 子育て支援課 健康増進課	継続 (第 2 期)
31	< 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進 > 「男は仕事、女は家庭」に象徴される固定的な性別役割 分担意識や慣行を見直し、男女が共に参画して社会づく りを進める意識の浸透を図るための情報や学習機会の提 供を行います。	自治人権推進課 公民館	継続 (第 2 期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項目	数値目標	担当課
30	母子健康手帳交付者へのこれから父になる男性に向 けた育児参加リーフレットの配布	随時	子育て支援課
31	学習会の開催	年2回	自治人権推進課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成24年度、平成29年度)

【施策の方向② 男女平等推進のための意識啓発】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
32	<男女平等参画を推進するための事業の研究及び講座、講 演会等の実施> 男女平等参画社会の形成に向け、より多くの人に関心を 持ってもらえる事業の研究を進め、男女の自立や意識を 高めることを目的とした講座、講演会等を開催します。	自治人権推進課 社会教育課 公民館	継続 (第 2 期)
33	〈男女平等参画社会づくり推進期間に合わせた啓発事業の実施〉 男女平等参画社会の形成に向け、国が定める男女共同参 画週間(6月23日から29日まで)に合わせ、講演会等の事業を実施します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
34	<男女平等参画に関する情報誌等の発行> 男女平等参画を推進するための情報誌や啓発リーフレッ トを発行し、継続的、効果的に啓発します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
35	<若い世代に向けた講座等の実施> 若い世代に向けた学習機会を提供し、男女平等参画に対 する関心を深めるように努めます。 <u>ジェンダー(※P.85参照)</u>に関する講座の開催 成人式等、若い世代が集まる機会や青少年施設を活用 した男女平等参画に関する資料等の配布 	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第2期)
36	<民生・児童委員に対する男女平等参画意識の醸成> 地域で活動する民生・児童委員に対する研修の実施や情 報提供によって、男女平等意識の浸透を図ります。	社会福祉課	継続 (第3期)

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
32	講演会等の開催	年2回	自治人権推進課
52	講座・講演会の開催	年1回以上	社会教育課
33	講演会等の開催	年1回	自治人権推進課
34	情報誌の発行	年2回	自治人権推進課
	リーフレット等の発行	2年に1回	自治人権推進課

【施策の方向③ 男女平等参画関連情報の収集、提供】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
37	<ケーブルテレビを利用した情報の提供> ケーブルテレビによる市の広報番組において関係番組を 放送し、情報提供を行います。	広報課	継続 (第 2 期)
38	<広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実> 男女平等参画社会づくりに向け、広報紙に様々な関連情 報を掲載し、記事の充実に努めます。	広報課 自治人権推進課	継続 (第2期)
39	〈男女平等参画に関する図書及び資料の収集と提供〉 法律や制度をはじめ、国、県、地方公共団体等による男 女平等参画への取組等について、広く情報を収集整理し、 情報提供を行います。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
40	<市内図書館等との連携> 市内図書館や公民館及び男女平等参画推進センター(ミ ウズ)等が図書館システムで連携し、情報活用の充実を 図ります。	自治人権推進課 図書館	継続 (第 2 期)
41	< インターネット等を活用した情報の提供 > インターネットをはじめ、様々なメディアを活用し、男 女平等参画に関する情報提供を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
37	男女平等参画を題材とした広報番組の放送	年4回以上	広報課
	男女平等参画社会づくりに関する情報の掲載	年6回以上	広報課
38	広報紙への関連情報の掲載	年 10 回以上	自治人権推進課
39	男女平等参画推進センター内掲示の更新	年4回以上	自治人権推進課
41	ホームページの更新	年5回以上	自治人権推進課

課題 D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

男女平等の意識づくりは、家庭、学校、地域、職場など、それぞれで行われる教育や学習と深 い関わりをもっており、親や教職員の意識と行動が、子どもの意識に大きな影響を与えます。

そこで、学校においては、その発達段階に応じて、性別にとらわれない個性を尊重した教育を 行うことが求められます。地域や社会においても、すべての人が違いを認め合い、対等な関係を 重んじ、その個性や能力を伸ばせるよう、生涯を通じて教育・学習の充実を図っていくことが必 要です。

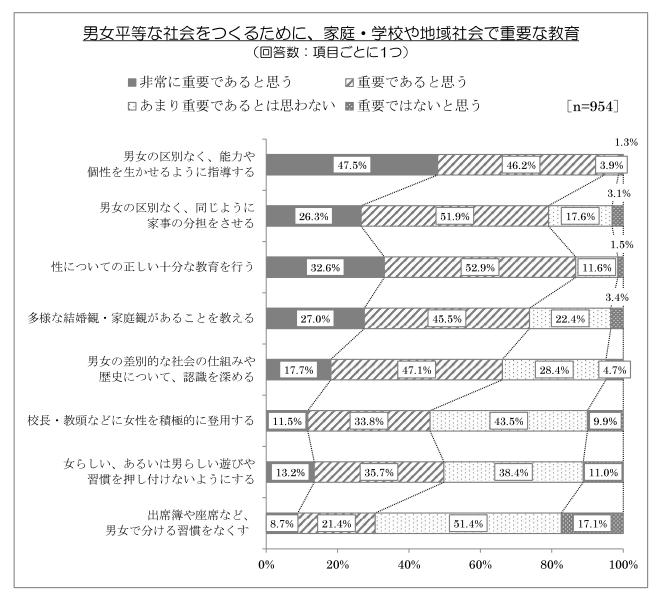
事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
42	<就学前における男女平等の推進> 保育園、幼稚園等における男女平等の視点に配慮した保 育や教育を推進します。	子育て支援課 指導課	継続 (第2期)
43	〈学校教育における男女平等教育の推進〉 男女平等参画意識の形成やジェンダーにとらわれない自 立した男女を育成するため、広く男女平等の視点に立っ た教育を進めます。	指導課	継続 (第 2 期)
44	<男女混合名簿の導入促進> 学校における男女混合名簿の導入促進を図ります。	指導課	継続 (第2期)
45	<個性を生かす進路指導等の推進> 性別にこだわらず、自分の未来 (進路や職業選択等)を 考える力となる進路指導を推進します。	指導課	継続 (第 2 期)
46	〈学校と家庭、地域との連携〉 PTA活動等を活用し、家庭や地域と連携して、男女平等 参画の醸成を図ります。 ・学校における男女平等教育についての広報の推進 ・学校と家庭、地域が連携した男女平等参画の推進 	指導課	継続 (第2期)
47	<生涯学習活動の推進> 男女平等の視点に立ち、一人ひとりが自分の能力や希望 によって、生涯学び続けられる機会の提供を行います。	社会教育課 公民館	継続 (第3期)
48	<市民の自主的な学習グループ、サークル活動への支援> 自主学習グループやサークルの文化活動等を支援するこ とで、男女が共に参画する社会づくりを促進します。	社会教育課 公民館	継続 (第3期)

【施策の方向① 男女平等教育の推進】

【施策の方向② 教職員への男女平等意識の醸成】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
49	<教職員等への男女平等に関する研修機会の充実> 子どもたちの意識形成や行動に大きな影響を与える教職 員に対し、男女平等教育や性の多様性(LGBT などの性 的少数者)についての理解を深めるための研修機会の充 実を図ります。 ・男女平等教育に関する教職員校内研修の推進	指導課	継続 (第2期)
50	<校務分掌等における男女平等意識の推進> 性別にこだわらない、適材適所の職務分担を行い、校務 分掌における固定的な性別役割分担意識の解消に努めま す。	学務課	継続 (第 2 期)
51	<学童保育等の指導員への男女平等参画意識の推進> 学童保育所における指導員への男女平等参画に関する意 識啓発を推進します。	子育て支援課	継続 (第3期)

事業 No.	項目	数値目標	担当課
49	人権教育に関する研修会の実施	年1回	指導課
50	校長会議等での啓発		学務課
51	男女平等参画に関する資料提供の実施	年1回以上	子育て支援課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成29年度)

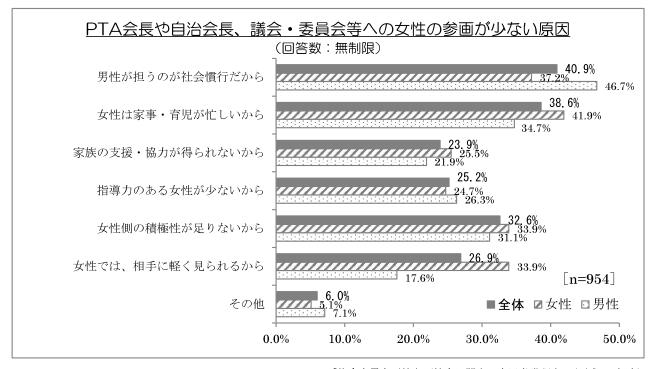
基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進

男女平等参画社会の形成には、性別を問わず、誰もが社会の対等な構成員として、職場、家庭、 地域社会等のあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会の実現が求められます。

その実現のためには、男女が共に仕事上の責任と育児や介護などの家庭的責任、地域活動への 参加などをそれぞれの状況に応じてバランスよく担って両立し、個人が生き方を自由に選択でき る環境づくりが重要です。しかしながら、依然として男性は仕事、女性は家事や育児といった固 定的な性別役割分担意識が根強く残っているため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調 和)(※P.87参照)を支援する社会環境づくりを進めていく必要があります。

また、少子高齢化や社会経済情勢の変化がみられる中、活力ある社会を維持するためにも、一 人ひとりが活躍できる環境づくりが喫緊の課題となっております。

このためにも、社会全体が固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見をなくし、女性の存 在や能力を正しく認識し、男女が対等に意見を反映できるような社会づくりを推進していきます。



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成29年度)

2期)

2期)

2期)

2期)

課題 E 意思決定過程における男女平等参画

市や市内事業所等における管理職や、市政の執行に必要な各種審議会、委員会等への女性の登 用は、少しずつ進んできてはいますが、十分な状況とは言えません。

今後は、男女共に女性の参画を積極的に進めようとする意識を持つとともに、女性があまり進 出していない分野での積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※P.86参照)を図るなど、 これまで以上に、社会のあらゆる分野で男女が対等な立場で参画できる環境整備を進めていく必 要があります。

【施策の方向① 政策・方針決定への女性の参画の促進】				
事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分	
52	<各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上> 女性委員の登用率の向上に向け、関係部署へ働きかけ、 関係機関の理解を求めるほか、市民に向けた委員公募の 積極的な情報提供を行い、目標比率(35%)の達成を目 指します。	行政管理課 自治人権推進課	継続 (第 2 期	
53	〈審議会・委員会等開催時の託児サービスの充実〉 政策・方針決定過程の場への女性の参画を拡大していく ために、審議会・委員会等開催時の託児サービス実施を 関係部署に呼びかけ、育児中の女性の参画を推進します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期	
54	〈男女平等を基本とした学校運営の推進〉 男女平等を基本にした学校運営を推進するとともに、指導的立場への女性教職員の登用など、学校運営の意思決定の場への女性の参画を進めます。	学務課	継続 (第 2 期	
55	<職員の研修機会の充実> 政策立案能力養成等を目的とした研修への女性の参画を 積極的に推進します。	人事課	継続 (第2期	

事業 No.	項目	数値目標	担当課
52	各種審議会、委員会等の女性委員比率	35 %	行政管理課 自治人権推進課
53	庁内への託児サービスに関する啓発	年1回以上	自治人権推進課
54	校長会議等での啓発		学務課

【施策の方向② 事業所や各種団体などの方針決定への女性の参画促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
56	<事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成> 男女平等参画社会に関する情報を提供し、男女平等意識 の醸成を図ります。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
57	< <u>女性のエンパワーメント(※P.86参照)</u> を支援する講座 等の開催> 地域活動団体等における各種役員等への女性の参画を促 進するために、女性のエンパワーメントを支援する講座 等を開催します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
58	<農業委員等への男女平等参画の推進> 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を見直す とともに、農業委員等への男女平等参画を推進します。	農政課 農業委員会	継続 (第 2 期)
59	<農業における女性経営者の育成> 農業における男女平等参画社会の実現を推進するため の、女性経営者の育成に向けた研修事業を推進します。	農政課 農業委員会	継続 (第 2 期)

◆具体的な取組の指標◆

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
57	講座等の開催	年1回	自治人権推進課
59	女性 <u>認定農業者数(※P.86参照)</u>	30 人以上	農政課
	研修会等への参加	年1回	農業委員会

【施策の方向③ 市役所における管理職などへの女性の積極的登用】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
60	<職員の適材適所の配置と職務の男女平等の徹底> 事務事業の見直しを行う中で、適正な職務分担ができる よう図ります。 ・管理職に対する男女平等参画に関する意識向上のため の研修の強化 	人事課	継続 (第 2 期)
61	<市管理職への女性登用推進> 性別にかかわらず、適切な人事管理を行う中で、女性の 管理職への登用を促進します。	人事課	継続 (第 2 期)

課題F 職場における男女平等参画

「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」等の施行・改正により、女性の働く環境は徐々に 改善され、整備されつつあります。しかしながら、雇用、待遇、昇任・昇格の不平等など、今も なお実質的には男女平等が実現していないのが現状です。また、女性が働きやすい職場をつくる ことが、性別にかかわらず働きやすい環境づくりにつながります。

自営業や農業においては、従事する女性にとって、労働に対する評価や報酬はあいまいで、十 分なものではない状況にあります。

そこで、女性が妊娠・出産・育児などの影響を受けずに、継続して働ける環境整備をはじめ、 あらゆる就業の場において男女が均等な機会を与えられ、働く意欲や能力が十分に発揮でき、正 当に評価される環境づくりが求められます。

【施策の方向① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
62	< 商工会議所との連携・協力 > 商工会議所を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女 平等参画社会づくりに対する理解と協力を求めます。	産業振興課	継続 (第3期)
63	<労働に関する関係法規等や相談窓口の情報提供> 労働者の権利と責任に関する理解を深めるために、関係 機関と連携して労働に関する法令等や労働に関する窓口 等の情報提供を行います。	産業振興課	継続 (第2期)
64	<多様な働き方ができる環境の整備> 共有オフィスや <u>コワーキングスペース(※P.85参照)</u> な どを提供するスマートオフィスプレイスを通じて、市民 生活における仕事と生活の調和や新たな雇用の創出等を 図り、多様な働き方ができる環境の整備を行います。	産業振興課	新規
65	〈ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業へのインセン ティブの付与〉 市が発注する一定規模の建設工事を対象に実施する総合 評価方式の入札において、次世代育成支援対策推進法に 基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局に届 出済みである企業を、評価の加点対象とします。	契約検査室	新規

【施策の方向② ワーク・ライフ・バランス意識の浸透】

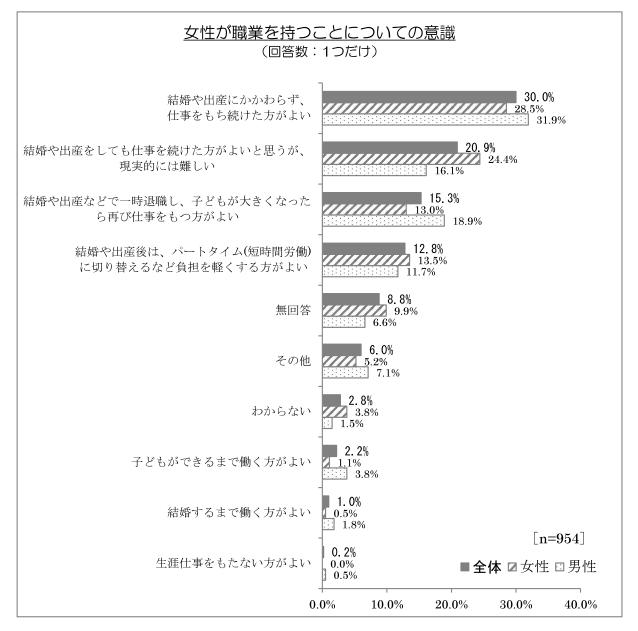
事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分	
66	<事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓 発> 関係機関と連携し、事業所等の取組を促進します。	産業振興課	継続 (第3期)	
67	<市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発> 市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持 って仕事に当たるとともに、実践していけるように積極 的な働きかけや、情報提供を行います。	人事課 自治人権推進課	継続 (第 3 期)	

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
67	市職員に対するワーク・ライフ・バランスに関する 啓発	年1回以上	人事課
07	男性職員に対しての、育児・介護休業制度の取得に 関する啓発	年1回以上	人事課

【施策の方向③ 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
68	〈女性の職業能力開発の支援〉 就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関 する情報提供を行います。 ・関係機関で行われている職業意識、職業能力増進のた めの講座、訓練機会の情報提供 	産業振興課	継続 (第 2 期)
69	<就業相談事業の支援> 広報紙等を利用し、定期的に就業相談窓口情報を提供す るとともに、関係機関との連携を図りながら、女性の就 職・再就職等のための相談事業の支援を行います。	産業振興課	継続 (第 2 期)
70	<関係機関と連携した再就職支援> 関係機関と連携し、再就職を支援する情報提供を行いま す。	産業振興課	継続 (第2期)
71	<地域職業相談室の利用促進> 公共職業安定所と連携するとともに、地域職業相談室設 置について広報し、利用の促進を図ります。	産業振興課	継続 (第 2 期)
72	<創業に対する支援> 関係機関と連携を図り、創業に関する情報提供等を行い ます。	産業振興課	継続 (第2期)

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
68	女性を対象とした就労支援セミナーの開催	年1回以上	産業振興課
72	女性・若者創業者支援資金の利用促進	融資申込 年1件以上	産業振興課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成29年度)

	の方向④ 農業、目営業等における男女平等参画の	に進」	
事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
73	<自営業者への男女平等参画> 商工会議所を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女 平等参画社会づくりへの理解と協力を求めます。【事業No. 62の具体的な事業内容を再掲】	産業振興課	継続 (第2期)
74	<農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研 修会等の開催> 農業における男女平等参画社会の実現を目指し、積極的 な情報提供を進めながら研修会等を開催します。 ・農業に従事する女性の能力開発研修会等の実施 ・女性の果たしている役割を適正に評価し、女性の社会 的基盤を確立するために、訪問説明等を実施し、 <u>家族</u> 経営協定(※P.85 参照)の普及を図る	農政課	継続 (第2期)
75	<女性農業従事者のネットワークづくりの推進> 地域の連帯感を高め、女性グループの交流を深めるため に、ネットワークづくりを推進します。	農政課	継続 (第 2 期)
76	<農業労働力の補完システムの研究及び検討> 農業における男女平等参画を推進するため、県及び関係機関 と連携を図り、農業労働力の補完システムの研究及び検討を 進めます。	農政課	継続 (第 2 期)
77	<家族経営協定の締結の支援> 印旛農業改良普及センターとの連携を図りながら家族経 営協定の締結を支援します。	農政課	継続 (第 2 期)
78	<農業者年金の加入促進> 家族経営協定の普及及び農業者年金の加入促進に努めま す。	農業委員会	継続 (第3期)
79	<起業活動の支援> 新規就農者のための補助金等による支援制度等につい て、積極的に情報を提供します。	農政課	継続 (第 2 期)
80	<農業経営者及び農業関係者に対する男女平等意識を形 成する講座等の開催> 農業における男女平等参画社会の実現に向け、農業経営 者や農業関係者を対象とした男女平等意識を形成する講 座、研修会等を関係機関と連携を図りながら開催します。	農政課	継続 (第 2 期)
81	<女性の経営能力と生産技術能力の向上のための講座等の開催> 農業における男女平等参画社会の実現を目指し、女性の 経営能力と生産技術向上のための講座等を開催します。 ・食品衛生法等の学習講座 ・家族経営協定等に関する講座 ・インターネットなどを活用した農産物販売の研究講座	農政課	継続 (第2期)

【施策の方向④ 農業、自営業等における男女平等参画の促進】

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
74	女性グループ主催による研修会または訪問説明の実 施	年1回以上	農政課
	家族経営協定に関する訪問説明の実施	年2回以上	農業委員会
75	女性グループの結成	1 グループ以上	農政課
76	関係機関と連携した研究及び検討	年1回以上	農政課
77	家族経営協定の締結	年4件以上	農政課
78	農業者年金加入	年2件	農業委員会
79	支援制度等の情報提供	年1回以上	農政課
80	関係機関と連携した講座・研修会等の開催	年1回以上	農政課
	講演会等への参加	年1回	辰以砞
81	関係機関と連携した講座・研修会等の開催	年1回以上	農政課

課題G 家庭における男女平等参画

長い年月の中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識により、家事、育児などは、未だに その役割の多くを、女性が担っているというのが現状です。

一方、男性の多くは依然として仕事中心の生活であり、家事、育児、介護などの家庭生活や地 域活動へのかかわりが希薄になっています。

男性も女性も、共に家庭的責任を担えるようなライフスタイルを確立するため、家庭や地域に おける男女のかかわり方を見直すとともに、子育てや介護支援の充実、関連情報を提供していく 必要があります。

【施策の方向① 家庭における男女平等参画意識の浸透】

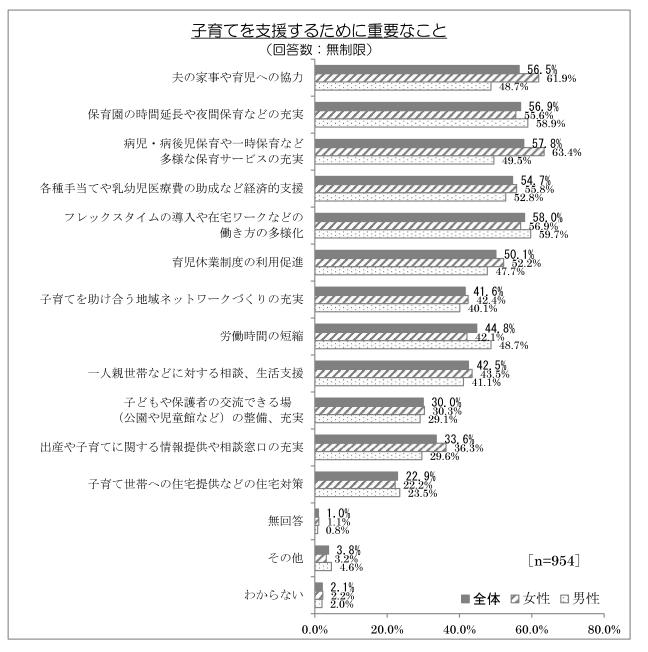
事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
82	〈家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学 習機会や情報の提供〉 男女が共に助け合い、また、一人ひとりがワーク・ライ フ・バランスのとれた社会づくりへの意識向上を図るた めの、学習機会や情報の提供を行います。 ・子どもたちの男女平等参画意識と自立性を育むため、 成人を対象とした学習機会の提供 ・家事全般に関する実践的な学習機会の提供	自治人権推進課	継続 (第3期)
83	<仕事と育児の両立を支援する情報及び研修機会の提供> 男女が共に助け合い、育児に関わることの重要性につい ての理解を深め、共に働き続けられるよう仕事と家庭の 両立を支援する情報の提供や講座等を実施します。	自治人権推進課 子育て支援課 健康増進課	継続 (第 2 期)

事 業 No.	項 目	数値目標	担当課
82	学習会等の開催	年1回以上	自治人権推進課

【施策の方向②	多様な子育て環境の整備と情報の提供】	
	シネット コート くれんく 正明 こ 月 ホッルにパイ	

事業		所管課	区分
No.	具体的な事業内容		区门
84	<保育サービス等の充実> 仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができ るよう、多様な保育制度の充実を図ります。 ・時間延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・障害児の受入 ・保育士の資質向上のための研修の実施 	子育て支援課	継続 (第2期)
85	<市主催事業における託児サービスの充実> 乳幼児を抱えた女性の社会参画を支援していくために、 市主催事業における託児サービス実施を全庁に働きかけ ます。	自治人権推進課	継続 (第2期)
86	<ファミリー・サポートセンター(※P.87参照)の利用促進> ファミリー・サポートセンターにおいて、子育てを支援 する多様な保育サービスを提供するとともに、利用促進 に努めます。	子育て支援課	継続 (第2期)
87	<保育サービスに関する情報の提供> 保育園を利用しやすくするために、保育園や子育て支援 センターの保育時間や保育内容等に関する情報の充実を 図ります。	子育て支援課	継続 (第 2 期)
88	<保育施設等の整備、拡充> 保育ニーズの増加に対応するため、保育施設等の整備や 既存施設の活用を図ります。	子育て支援課	継続 (第2期)
89	<学童保育事業の充実> 日中、保護者がいない児童に対し、適切な遊びや生活の 場を与えられるよう、学童保育の充実を図ります。	子育て支援課	継続 (第2期)

事 業 No.	項 目	数値目標	担当課
84	保育士等への研修の実施	年3回	子育て支援課
85	庁内への託児サービスに関する啓発【指標№53 を 再掲】	年1回以上	自治人権推進課
86	相互援助活動件数	年間 4600 件以上	子育て支援課
88	待機児童の解消	待機児童0人	子育て支援課
89	学童保育所の待機児童の解消	待機児童0人	子育て支援課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成29年度)

【施策の方向③ 介護に関する環境の整備と情報の提供】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
91	<仕事と介護の両立を支援する情報及び研修機会の提供> 働く男女が共に介護を担い、家庭責任を果たすことがで きるよう、仕事と介護の両立を支援する情報と研修機会 の提供を促進します。	高齡者福祉課	継続 (第 2 期)
92	〈在宅介護教室の充実及び介護相談の実施〉 高齢者を介護している家族等に対して、介護方法、介護 予防、介護者の健康づくり等、介護に必要とされる知識 及び技術を習得させるための講義や実習を行うとともに 介護相談を開催します。	高齡者福祉課	継続 (第2期)
93	< <p><介護保険サービス等に関する情報提供の促進> 要介護高齢者を抱える家族を支援するために、介護保険 制度やサービス提供事業者、福祉ボランティア等の介護 に関する情報提供の促進を図ります。</p>	高齡者福祉課	継続 (第 2 期)

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
92	介護者教室の開催	年 20 回	高齡者福祉課

課題 H 地域活動への男女平等参画

地域には、自治会、PTA、子ども会をはじめ、様々な団体があり、多くの女性が参加していま すが、男性の参加が少ないといわれています。しかし、その団体の長や役員といった責任ある役 割は、逆に男性が担うことが多い状況にあり、ここにも性別による固定的な役割分担意識やそれ に基づく社会慣行の影響が見られます。

地域活動は、地域の新たな課題に対応した各種ボランティアや NPO の活動などを含め、地域 コミュニティとしての重要性を増しています。今後は、地域社会において男女平等参画に関する 理解を深め、定着させていくとともに、より多くの積極的な地域活動への参画を推進していくこ とが重要です。

【施策の方向① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
94	く地域活動における女性リーダーの育成> 女性へのエンパワーメント講座の開催など、地域活動に おける女性リーダーの育成に努めます。	自治人権推進課	継続 (第2期)
95	<地域活動への男女の参加促進> 地域へ目を向けるとともに、地域活動への参加の契機と なるような情報や学習機会の提供をします。	自治人権推進課 公民館	継続 (第 2 期)
96	<地域で活動する各種団体に関する情報の提供> ホームページや情報誌等を利用し、地域で活動する各種 団体に関する情報を提供します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)

事 業 No.	項目	数値目標	担当課
94	講座等の開催	年1回	自治人権推進課

【施策の方向② 市民団体などへの支援及び交流促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
97	<市民の自主的学習活動の支援> 男女平等参画に関する市民団体等に対し、情報収集と学 習活動への支援を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)
98	<地域サークルの育成> 市民の地域参加を推進し、また男女平等参画社会づくり を進める契機となる地域サークルの育成に努めます。	公民館	継続 (第2期)
99	<高齢者クラブ等の活動支援> 高齢者クラブ等に対する活動の支援をとおして、男女平 等参画の推進を図ります。	高齡者福祉課	継続 (第3期)
100	<市民公益活動団体への活動支援> 市民公益活動サポートセンター登録団体の情報発信や相 互交流の充実を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
100	広報紙「サポートセンターだより」の発行	年2回	自治人権推進課
	登録団体の交流会実施	年2回	自治人権推進課

【施策の方向③ 市民協働による男女平等参画の推進】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分	
101	<市民参加による男女平等参画事業の充実> 市民や団体との協力、協働により実施することで、男女 平等参画の推進を図ります。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)	
102	<男女平等参画に関する市民団体等と連携した男女平等参画 の推進> 男女平等参画推進センター登録団体と連携した男女平等 参画社会づくりを推進します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)	

事業 No.	項目	数値目標	担当課
102	登録団体との情報交換、協働事業の開催	年1回以上	自治人権推進課

<u>基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり</u>

私たち一人ひとりが、生涯を通じて心身共に健康で生き生きと暮らしていくことは、男女平等 参画社会づくりを実現していくうえで、とても重要なことです。そのためには、男女共に、自分 の健康管理を適切に行い、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談が受けられる社会 環境整備が求められます。

また、男女の心と体の健康づくりには、<u>性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)(※P.86参照)</u>を人権としてとらえるとともに、性の違いによる的確な医療である性差医療という考え方もある中、様々なケースに配慮した医療、保健への対応が必要となってきます。

一方、少子高齢化が急速に進んでいる現状において、安全に子どもを産み、育てていく環境の 整備や、高齢者や障害のある人などへの福祉の充実、女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進な どは、私たちが安心して暮らせるまちづくりをするうえで、重要な課題となっています。

課題 I 生涯にわたる心と体の健康づくり

私たちが、生涯にわたり心身共に健康で生き生きと暮らしていくには、自分の健康状態に応じた、適切な自己管理を行うことが重要です。そのためには、子どもから高齢者まで、それぞれの 段階に応じた適切な医療・保健体制の推進が望まれます。

また、年代とは別に、性の違いを踏まえた性差医療への取組も、今後進めていく必要があり、 それらに関する知識の普及、啓発も重要性が高まっています。

【施策の方向①	性差に配慮し	.た医療・	保健の促進】
	エエーーロル思し	/ ~ 1~7泉	

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
103	<健康診査の充実> 健診(検診)に対する理解を深め、健康維持と予防のた めに分かりやすい情報提供と受けやすい健診(検診)体 制の整備に努めます。	健康増進課	継続 (第 2 期)
104	<性差医療に関する情報の収集と提供> 男女の性差に応じた的確な医療についての情報の収集と 提供を行います。	健康増進課	継続 (第3期)
105	<年代や個々に応じた健康教室、健康相談の充実> 健康教室や健康相談の実施において、年代や個々に応じ た、きめ細かな対応に努めます。	健康増進課	継続 (第 2 期)
106	<男女の心と体の違いを尊重することの大切さに関する情報の提供> 男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて学 ぶ機会や、それらに関する図書、資料等の情報収集及び 提供を行います。	自治人権推進課 指導課 図書館	継続 (第 2 期)

【施策の方向② <u>ライフステージ(※P.87参照)</u>に応じた健康づくりの促進】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分	
107	< ライフステージに応じた相談の充実> ライフステージに応じた様々な不安やストレスの軽減を 図るための相談を実施します。	健康増進課 指導課	継続 (第 2 期)	
108	<生涯にわたる健康づくり支援> ライフステージに応じた健康教育の充実や疾病予防など に関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課 指導課	継続 (第 2 期)	
109	<生活習慣病の予防対策の充実> 健康維持・管理のための各種健康教室の開催や、スポー ツ活動を通じての健康増進や体力づくりの推進を図るこ とで、生活習慣病の予防対策の充実を図ります。	健康増進課 指導課 生涯スポーツ課	継続 (第 2 期)	

事業 No.	項目	数値目標	担当課
107	講座・教室等の開催	年2回以上	健康増進課
109	各種イベントの開催	年 10 回	生涯スポーツ課

課題J 安全・安心な社会環境の整備

安全・安心に出産をし、子どもを育てていくためには、その環境整備に努めるとともに、妊娠・ 出産・育児に関する情報の提供も重要な課題です。

また、高齢化が進む中、豊かで活力ある地域社会にしていくために、高齢者や障害のある人な どが社会の一員として、これまでの人生経験を生かしつつ、自分らしく充実した生活を送れる環 境を整備する必要があり、そのことが、男女が共に生涯にわたって安心して暮らせるまちの実現 へとつながっていきます。さらに、防災において女性の視点を取り入れることで、災害時もあら ゆる人にとって安全・安心な環境づくりにつながります。

【施策の方向① 安心して妊娠・出産できる環境整備】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
110	<生と性の健康についての意識啓発と浸透> 学校保健と地域保健とが連携をとりながら、思春期の健 康に対する意識の啓発と浸透を図ります。	健康増進課 指導課	継続 (第3期)
111	〈妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実〉 母子の健康な生活を支援するための乳幼児健康診査や妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるような健康支援 に努めます。また保健指導の充実を図ります。	健康増進課	継続 (第 2 期)
112	<妊産婦への理解と協力> 周囲の人々の妊産婦への理解と協力を得るために、妊産 婦に対する正しい知識の普及を図ります。	健康増進課 社会教育課	継続 (第3期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項目	数値目標	担当課
112	市内中学生対象の講座の実施	年間 11 校	社会教育課

【施策の方向② 子どもの健全育成の推進】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
113	<子育て支援グループの育成> 子育てを支援するボランティアグループや子育てサーク ルの育成支援と各団体に対して情報提供を行い、情報の 共有化を図ります。	子育て支援課	継続 (第3期)
114	<育児・子育てについての相談体制の充実> 育児や子育て相談に関する情報提供及び相談体制を充実 します。	子育て支援課 児童青少年課 健康増進課	継続 (第2期)
115	<公共施設における乳幼児同伴の保護者に配慮した施設 整備の推進> 公共施設の新築、改築等を行う際に、乳幼児同伴の保護 者に配慮した施設整備に努めます。また、既存施設につ いても改修整備の可能性について状況把握に努めます。	資産管理経営室	継続 (第 2 期)

【施策の方向③ 男女平等参画の視点に立った高齢者、障害者施策の充実】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
116	<自立支援と社会参加の促進> ユニバーサルデザイン(※P.87参照)やノーマライゼー ション(※P.86参照)の理念に基づき、高齢者や障害の ある人が自立して、その人らしく地域で暮らすことので きるような環境整備に努め、社会参加の促進を図ります。	高齡者福祉課 障害福祉課	継続 (第2期)
117	<高齢者の地域活動と社会参加への支援> 高齢者が自らの能力や経験を生かしながら多様な社会参 加ができるよう、自主的な活動や就労への支援を行いま す。	高齡者福祉課	継続 (第2期)
118	< 障害のある人への相談、情報提供の充実 > 障害者の要望、相談に対応できる環境の整備やそれぞれ の障害に応じた情報提供を行います。	障害福祉課	継続 (第3期)
119	<高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援> 高齢期を豊かに過ごすために、一人ひとりが生きがいを 持ち続けるとともに、孤立することのないよう異世代や 地域との交流活動を支援します。	高齡者福祉課 公民館	継続 (第2期)
120	<介護保険サービス事業者等の体制の充実> 要介護者や家族からの介護サービスに関する相談に応じ るとともに、介護保険事業者に対する資質の向上と体制 の充実を図ります。	高齡者福祉課	継続 (第2期)
121	<介護支援専門員等の育成> 要介護者や介護を行う家族が必要なサービスを的確に受けられるよう、介護支援専門員等の資質の向上を図ります。	高齡者福祉課	継続 (第 2 期)

事業 No.	項目	数値目標	担当課
118	障害について学ぶ講座等の開催	年2回以上	障害福祉課
120	学習会の開催	年1回以上	高齡者福祉課
121	学習会の開催	年2回以上	高齡者福祉課

【施策の方向④ 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
122	< 女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり > 佐倉市地域防災計画に女性の視点が盛り込まれているか を点検するとともに、計画策定段階での女性の参画を更 に推進します。	自治人権推進課 危機管理室	継続 (第3期)
123	<女性の自主防災組織への参画の推進> 広域災害が発生した際の、自主的な防災活動を行う組織 に、女性の参画を推進します。	危機管理室	継続 (3 期改定)
124	<要配慮者の安全確保> 女性や、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・LGBT 等と いった特に支援を必要とする人、外国人等に配慮した、 地域防災計画や避難所運営マニュアルの整備を行い、安 全確保を図ります。	危機管理室 自治人権推進課	新規

【施策の方向⑤ ひとり親家庭への支援】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
125	<ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実> ひとり親家庭が自立して生活ができるよう相談体制の充 実を図り、またそれぞれの家庭状況に対応した支援策を 推進します。	児童青少年課	継続 (第2期)

【施策の方向⑥ ひきこもりの状態にある人への支援】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
126	<ひきこもりの状態にある人に対する支援の実施> ひきこもりの状態にある人の自立及び社会参加の促進を 図るための支援策を推進します。	障害福祉課	新規

<u>基本目標IV 推進体制の整備・充実</u>

市では、平成15年4月に「佐倉市男女平等参画推進条例」を施行し、この条例の基本理念に 基づき、平成21年5月に「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」を策定し、総合的・計画的 に施策を推進してきました。

今後も、「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】」のもと、行政だけでなく市民や事業所など が協働して、これまで以上に男女平等参画社会の形成に取り組んでいく必要があります。

そのために、庁内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、事業に当たると同時に、男女平等参画社会の形成を促進するための活動拠点としての男女平等参画 推進センター(ミウズ)の機能の充実も図る必要があります。

また、国や県、近隣自治体や関係機関と連携した取組を進め、男女平等参画の着実な推進に努めます。

課題 K 庁内推進体制の充実

男女平等参画を推進していくには、職員一人ひとりが高い意識を持って、それぞれの施策や事 業に取り組むことが求められます。そして、庁内推進体制の強化を図り、組織的に取り組むこと で、効果的な施策の推進につなげていかなければなりません。

さらに、男女平等参画推進センターにおいて、幅広い層を対象とした事業を展開するとともに、 男女平等参画を推進する団体との連携を図り、広く男女平等参画意識の醸成に努めます。

	【施策の方向①	「方内推進体制の充実】
--	---------	-------------

-	¥ ¥0.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
1	27	<男女平等参画を推進する庁内推進会議の充実> 条例の基本理念及び計画の実効性を高めるため、庁内推 進会議の充実を図ります。また、併せて研修会を実施し ます。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)

【施策の方向② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発】

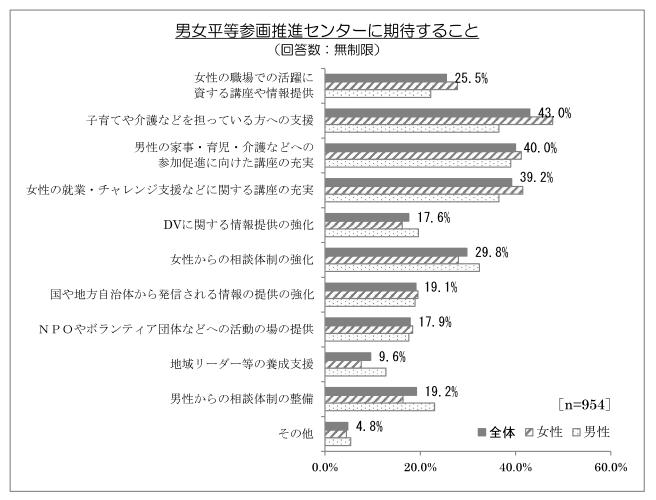
Lauria		4	
事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
128	<市職員への研修機会の提供> 男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう関連 機関と連携し、職員研修の実施に努めます。また、必要 に応じて国、県等の実施する講座、研修への積極的な参 加を促進します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
129	<市職員への意識啓発> 男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう、基 礎的な事項に関するアンケート調査を通じて、職員の意 識度合いを把握します。	自治人権推進課	継続 (第3期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項目	数値目標	担当課
128	職員への研修	年1回	自治人権推進課
129	アンケート調査の実施	年1回	自治人権推進課

【施策の方向③ 男女平等参画推進センターの充実】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
130	<女性のための相談事業の充実> 女性のための相談事業の充実と関係機関との連携強化を 図ります。また、男性やLGBT等を対象とした相談事業 についても調査、研究します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
131	<学習会等の事業の充実> 男性の家庭参加・女性のエンパワーメント・性の多様性 (LGBTなどの性的少数者)など、幅広い層を対象に男女 平等参画の視点に立った学習会等の事業の充実を図りま す。	自治人権推進課	継続 (第3期)
132	<男女平等参画推進センターの周知と機能の充実> 拠点施設としての周知を図り、分かりやすく利用しやす い施設づくりのための管理運営に努めます。	自治人権推進課	継続 (第2期)
133	<効果的な情報発信の実施> 情報誌や施設内掲示、関連図書等をはじめ、施設利用者 はもとより、広く男女平等参画社会の形成につながる関 連情報を発信します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
134	<登録団体への支援と協働> 登録団体との情報交換会を開催し、団体間の連携を図る とともに、登録団体との協働事業などを開催します。	自治人権推進課	継続 (第3期)



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成29年度)

事業 No.	項目	数値目標	担当課
131	学習会等の事業の開催	年5回	自治人権推進課
132	アンケート調査における施設利用者満足度	100%	自治人権推進課
134	登録団体との情報交換、協働事業の開催 [指標No.102 を再掲]	年1回以上	自治人権推進課

課題 L 国・県・関係機関との連携

計画を着実に実行し、男女平等参画社会を実現するためには、市の取組だけでは難しい場合も あります。そこで、国や県・近隣自治体や関係機関との協力、連携を図りながら効率的な施策の 推進にあたるとともに、社会情勢の変化にも対応した施策の展開を図っていきます。

【施策の方向① 国・県・近隣自治体との連携】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
135	<国・県と連携した施策の取り組みの推進> 県が実施する男女共同参画地域推進員制度をはじめ、国 や県・近隣自治体との協力・連携を図りながら新たな施 策の取組を推進するとともに、効果的な事業の実施を図 ります。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
136	<国や県が実施する学習機会の提供> 市民に対し、国や県の実施する学習会など啓発イベント 情報の提供を随時行います。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)

【施策の方向② 関係機関・団体との協働・連携】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
137	<情報の収集及び提供> 関係機関・団体と連携し、男女平等参画に関する情報交換などを積極的に行い、よりよい男女平等参画施策につなげます。	自治人権推進課	継続 (第 3 期)